

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和4年2月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

## 永平寺町規則第2号

### 永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和2年永平寺町規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1保育士・教諭の項中「13」を「17」に、「25」を「29」に改め、同表保育支援員の項中「9」を「13」に、「13」を「17」に改め、同表児童クラブ指導員の部中「1」を「5」に、「5」を「10」に改め、同表中「

看護師	有資格者(看護師)	13	25
-----	-----------	----	----

」を「

看護師	有資格者(看護師)	13	25
	有資格者(看護師 幼稚園・幼稚園勤務に限る)	17	29

」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年2月1日から施行する。  
(在職者の号給等の調整)
- この規則の施行の際現にフルタイム会計年度任用職員である者のこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)以後における号給については、この規則による改正後の永平寺町会計年度任用職員の給与に関する規則の規定により号給を決定されるフルタイム会計年度任用職員との権衡上必要と認められる限度において、別に町長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 前項の規定は、この規則の施行の際現にパートタイム会計年度任用職員である者の施行日後における基準月額について準用する。